

鬼北町議会定例会・臨時会報告

第2回 鬼北町議会定例会

平成21年第2回鬼北町議会定例会が6月25日に開催され、請願1件が委員会付託、議案10件が原案どおり可決されました。

◎請願

▼「核兵器全面禁止・廃絶国際条約締結を求める意見書」採択についての請願について

◎議案

▼鬼北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について

▼鬼北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

▼鬼北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

▼鬼北町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について

▼鬼北町農産物加工研究施設条例を廃止する条例について

▼鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
▼工事請負契約（町道犬飼線道路改良工事）の締結について

▼平成21年度鬼北町一般会計補正予算（第1号）について
▼平成21年度鬼北町老人保健特別会計補正予算（第1号）について

▼平成21年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）について

一般質問

（概要をお知らせします）

松浦 司 議員

◎鬼北町町営住宅の管理について

問町営住宅使用料の滞納状況について。

町長 平成20年度の滞納額は、前年度比約230万円減の569万2千円となっている。

問町営住宅入居者の状況について。

町長 平成21年6月1日現在、町営住宅358戸に対して、入居戸数は298戸、空き家は60戸となっている。地区ごとの入居戸数の内訳は、近永地区61戸中49戸、好藤地区105戸中96戸、愛治地区34戸中23戸、三島地区38戸中35戸、泉地区36戸中30戸、日吉地区84戸中65戸であり、鬼北町全体での入

居率は、83.2%となっている。

問入居者の随時受け入れについて。

町長 鬼北町営住宅管理条例では、入居者募集の回数・期間・時期は特に定めていない。しかし、新規入居者を募集するには、退居後の部屋の修繕が必要になり、募集は2項目以上の公募方法で行なうこととなっているため、募集の周知徹底を図るため、一定の募集期間を定めて、町の広報誌、防災行政無線、回覧、ホームページを利用して公募を行なっている。また、入居申込書の提出後、書類審査や入居者抽選会等をはじめ、入居手続き事務等の期間も必要となるため、1回の募集に約3カ月の期間を要するのが実状である。このような実状であり、空き家の状況にもよるが、入居者募集は年3〜4回程度行なうこととしている。質問の趣旨も理解できるので、検討したい。

問家賃について。

町長 家賃は、入居者の所得額を公営住宅法施行令に定められた家賃算定基礎額の区分に当てはめ、それに立地・規模・経過年数等を勘案して算定している。また、特定公共賃貸住宅・一般住宅・小集落改良住宅等は、それぞれ条例で一定額の家賃を定めている。これらの住宅は、新築の際に法律の定めに基づき、建築費や土地の評価

額から家賃を算出して、それを超えない範囲内で周辺の住宅家賃との均衡を失しないよう定めたものである。家賃の改定にあたっては、不動産鑑定評価で算出された家賃をもつてその住宅の家賃とするこゝとなるが、今のところ周辺の住宅家賃に比べると低額であると予想されるので、現段階では家賃を引き下げることは困難であると考へている。今後は、著しい物価変動がある場合や近隣同種の民間賃貸住宅の家賃との均衡がとれていないと判断される場合は、特定公共賃貸住宅等の家賃の改定についても検討したい。

◎等妙寺遺跡について

問保存活動の計画と財源について。

町長 現在、保存管理計画を策定中である。この計画は、保存管理の基本方針・活用を含めた長期構想など、今後の方針の大筋を示すものとして、昨年度から保存管理計画策定委員会を開催し、内容等について協議を進めている。

今後の保存整備は、文化庁・愛媛県・有識者の専門家の指導を受け、平成22年度から保存整備計画の基本設計・実施設計、史跡の維持管理・保存活用のための調査研究などの作業を進める計画であり、その財源として国の補助制度を積極的に活用したいと考えている。